

つくし野自治会館建設委員会 規約

(はじめに)

つくし野地域では、自治会館建設の長きにわたる要望があったが、実現されなかった。今般、小川農事センター跡地が整備され、その可能性が開かれた。建設される自治会館は、4自治会及びつくし野自治会連合の拠点ならびに地域住民のコミュニケーション・ふれあいの場となるものである。

(名称および目的)

第1条 本委員会は「つくし野自治会館建設委員会」と称し、つくし野1・2丁目自治会、2丁目自治会、3丁目自治会、4丁目自治会（以下「4自治会」という。）の委託を受け、「(仮称)つくし野自治会館建設」(以下「本会館」という。)について引き続き必要性の検討を行い、その後、事業計画申請書案等の作成、設計、建築工事に関する立案・施工管理を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 本委員会は、4自治会の各会長と4自治会から推薦された委員（各自治会につき最大5名）をもって構成する。

(役員及び書記)

第3条 本委員会に、委員長1名、副委員長3名の役員をおき、役員は委員の互選をもって決める。また、委員の中から書記を置く。

(会議、活動報告および決定)

第4条 会議は、委員長が必要と認められた時、または委員の半数以上が要求した時に開催する。なお、会議の成立には総委員数の3分の2以上の出席を要する。

第5条 本委員会の活動については、4自治会の各定例委員会に随時報告することとし、各定例委員会の意見は本委員会に反映することとする。本委員会の決定は、出席委員の全員一致を原則とするが、総意が得られない場合は出席委員の3分の2以上の賛成を要する。また、事業計画（建設内容、資金計画を含む）は、4自治会の各総会での承認を得なければならない。

(助言の聴取)

第6条 第1条の目的を達成するために、本委員会は行政、建設・設計等の専門家の意見を聴取することができる。

(会計)

第7条 本委員会の経費は、つくし野自治会連合の財政でまかなう。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改廃は、4自治会の各総会の承認を要する。